

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ベテラン所長の安全管理を仕組みへ
信念ブレない強さが現場に必要
矢作建設工業

特集Ⅱ

企業の労災上積み補償
補償額の相場は 3400 万円

環境ビジネス最前線

WGが安全活動の中心
三機化工建設川内事業所

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2216

2014

8

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
高橋社会保険労務士事務所

所長 高橋雅人

保育士が園児から「手足口病」をうつされ感染し休業

■ 災害のあらまし ■

園児に手足口病が流行中の保育園に勤務していた保育士が保育のため園児と接触していたところ、手足口病の症状が発症した。治療のため勤務を休むこととなったが、感染したのは手足口病に感染していた園児からうつされたこと以外に思いあたらないため職場復帰後に労災の休業補償給付を請求したが、感染した状況が業務に起因するものとは認められないということで不支給とされてしまった。

■ 判断 ■

業務に起因する疾病については労働基準法施行規則第35条別表1の2で列举されている。ここに列举されている疾病に該当すると労災保険の対象疾病に推定され労働者側が立証せずとも認定されやすい。

しかし、手足口病はこの労基則35条別表1の2に列举された疾病には該当しなかった。したがって労働者が業務中に感染したものと証明する必要があったため、業務外とされた。

■ 解説 ■

労災保険の業務上外を認定するためには発症の経緯に明確な因果関係があることが必要とされる。その中で疾病については業務に内在する危険としての固有因子がその危険が具体化して発病したことをもって業務起因性があるとされる。

この業務と疾病の因果関係については、①健康な労働者が業務により発病した場合は因果関係の判定は比較的容易、②素因もしくは基礎疾病により発病の過程にあった労働者が業務により発病の時期を著しく早めた場合は因果関係の判定はやや困難、③

第178回

既存疾病があり、すでに発病状態にあった労働者が、業務によりその発症を早めた場合は因果関係の判定は特に困難、④すでに発病の状態にあった労働者が、たまたま業務があったことを理由とした場合は因果関係の判定は最も困難と分類できる。

感染症の疾病は特定の地域、職業または性別を限定して発生するものではない。単に感染源があればごく普通の社会人があらゆる機会にひろく感染をする危険を持つ。したがって病源体によって汚染のおそれのある業務に従事していたからといって必ずしも発病した疾病がその業務に従事していたために罹患したとは断定できない。しかし、その労働者が働く特定の職場に病源体の存在することが明白であり、かつ、それに直接または間接に接触する機会が当然あると考えられる場合には、同種の病源体によっておきた感染症については、一般的には他の私的原因によって罹患したことの反証がない限り業務に起因する疾病と取り扱われる。

業務上疾病と認定するためには、一般的認定要件と医学的診断要件がある。一般的認定要件として①業務の内容から病原体の感染を受けることが明らかであること、②疾病に特有の症状を呈していること、③病原体に感染したと推定される時期から発病までの時間的間隔が医学上業務との因果関係の存在を認めうるものであること、④発生した疾病の病原体の種類が接触した病原体の種類と同一であること、⑤業務に起因しない他の原因によるものでないこと。たとえば、家族中の感染者または住居地および勤務地区における感染症流行の有無などの状況からみて業務以外の他の原因により感染したものではないかどうかにつき調査を行う。医学的診断要件としては①疾病へ

罹患のおそれのある業務に従事した期間およびその態様の把握、②業務と感染の因果関係の検討（感染源、感染経路、侵入門戸、感染より発病までの潜伏期間等）、③臨床検査項目がある。

今回の疾病は、必ずしも労働の場において感染したとは証明できなかった。さらに、同時期に同僚の保育士で感染した者がいなかったため当事者に内在する要因が原因と推定され、労災とは認められなかった。

労災保険制度としては、業務上による疾病は職業に特徴のあるものでしか認められないことが原則とされる。これには業務上か否かの判断に当たり、事実認定や医学的知見など難解な面があるため、全国で取り扱いに違いを起こしてはならないという理由がある。しかし、実際には業務の場において複雑な要因が重なることにより想定外の疾病を発症する。労基則別表に列挙される疾病ではないことを理由に一律に業務上外であると排除することは被災者に対し酷な措置である。労災保険で不支給とされても審査請求、再審査請求を経て裁判の場で被災者救済のために多くの実例を積み重ねることにより基準を拡大する必要があるといえるだろう。